



〈写真・菊地信夫〉

contents

「7年後の目標」を見つけた

「苦手な移乗介助も、やり方を少し変えると上手くいく。介護を学ぶ面白さは、利用者さんそれぞれに違うかかわり方があること」そう教えてくれたのは、神奈川社会福祉専門学校2年生の相川浩代さん（20歳）。実習先では、介護職7年目の施設職員との出会いがあった。「声かけや行動の一つひとつが丁寧で、確認を怠らない。プロの介護職だと思った」7年後の目標を見つけた相川さん、「経験を積んでから、会いに行く約束をしたんです」と目を輝かせた。

- 02 特集 地域における見守り活動の現状と課題
- 04 NEWS & TOPICS
 - ・第14回障害者自立生活フォーラム開催報告
 - ・茅ヶ崎市「地域福祉総合相談室設置運営事業」スタート
- 06 私のおすすめ
 - 自立を支える「技術」と「理解」
- 07 福祉最前線 神奈川県手をつなぐ育成会
- 08 連載 福祉社会をひらく～県社協60年～第8回～
- 10 県社協のひろば
 - ・第60回神奈川県社会福祉大会開催報告
 - ・「ドラッカーリ理論」と社会福祉施設のマネジメント
- 12 かながわNet 情報
 - 勝田茅ヶ崎地区社会福祉協議会（横浜市都筑区）

地域における見守り活動の現状と課題

一 地域の基盤支援の視点から、買い物支援・見守り活動を考える

我が国の少子高齢化の急速な進行は、私たちの社会や地域にさまざまな形で影響を与えています。その影響は、高齢化によるものだけでなく、地域の人口が減少することによっても生じてきます。その一つが商店街や交通機関などの生活インフラの弱体化による、いわゆる「買い物弱者」の増加です。

そこで今回は、県内における買い物支援や、支援に伴う見守り活動についての調査結果と、具体的な地域支援の取り組みをご紹介します。

各地に見られる「買い物弱者」

本県の人口は、二〇一九年にピークを迎えた後、減少していくことが推計されていますが、すでに、三浦半島地域や県西地域など人口が減少している地域があります。

また県内では、人口減少地域のみならず、各地で商店街の閉鎖や大規模スーパーの撤退などが見られています。さらに、交通機関の問題として過疎地の公共交通機関の撤退がある一方、都市部においても、地下鉄路線網の拡充に併せて、バス路線が縮小されるなどの現象が起こっています。

いわゆる「買い物弱者」とは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のことを意味します。この買い物弱者の増加は、

高齢の方が多く暮らす過疎地や、高齢成長期に建てられた大規模団地などで見られ始めています。経済産業省

「買い物や見守り等の課題がある」との回答が九割弱

の推計では、その数は全国で六百万人に上り、六十歳以上の「一六・六%」に相当するとみられています。

これらの背景から本会では、県から受託した「地域福祉推進基盤整備事業」において、市町村社協（政令市を除く）を対象に、買い物や見守りなどの今日的な課題（以下、「今日的な生活課題」）に関する調査を行いました。

まずは、地域の中の今日的な生活課題の有無については、「多くある」「いくつかある」を合わせると、全回答（六三・〇%）の詳細を見ると、公共交通機関の少なさと、買い物帰りの荷物の持ち運びの難しさとの二つに大別されます。

また、二番目に多い「近隣関係・コミュニティの変化（四〇・七%）」については、「近隣関係の希薄化」「ちよつとした困り感を解消する地域コミュニケーションや近隣関係が築かれにくうこと」など、近所付き合いが少なくなっている背景から、地域から孤立する世帯が増えていることが示唆されました。

「小売市場縮小（三七・〇%）」を

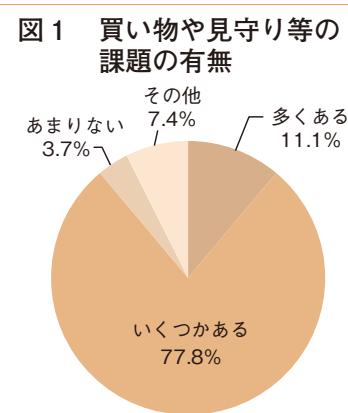
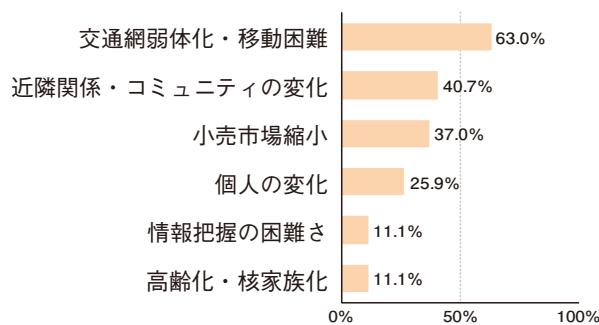


図2 買い物や見守り等の課題の要因（複数回答）



買い物支援が必要な方に、「見守りサポーター（地域の中で見守りを行う支援者）」を介して情報提供したり、時に利用者とのつなぎを行っています。



(写真右)「福祉協力店」の目印となるステッカー

(写真左)「見守りサポーター」が戸別訪問し、困りごとを聞き取ります

地元商店との距離を縮める[ICT]

この宅配では、単なる配達だけではなく、宅配をしながら利用者を見守ったり、緊急時には速やかに連絡をとれるような体制を講じています。住民による見守りサポーターに、宅配を行う地元商店の見守りも加わり、安心できるしくみが重層的に作られています。

地域の交通機関と足並みをそろえた移動支援「デマンドバス」

一方、南足柄市では、市と市社協が連携して、自宅近くに商店がなく、自

家用車など交通手段も持たないために、食料品などの日常の買い物に苦労している高齢者世帯を対象に、タブレットPC（液晶ディスプレイを持ち運び可能にした、タッチパネル方式などの携帯用コンピュータ）等を活用した買い物支援を十一月から試行しています。高齢者の自宅にヘルパーが訪れて注文を入力し、商品を市内八店舗から運送会社が集め、翌週に配達をするというしくみです。

「ICT」とは「Information and Communication Technology」の略で、IT（情報技術）に加えて「コミュニケーション」が具体的に表現されている点に特徴があるといわれます。このICTを活用した取り組みでは、単身者の居室内にセンターを設置し見守りをする例などが有名です。

買い物の分野でも、ネットスーパー（店頭で販売する商品をインターネットで注文・宅配するしくみ）の利用が大きく伸びる中、インターネットになじみがない高齢者に使いやすい、タッチパネル方式の情報端末を地域の拠点に設置したり、テレビを活用して注文できる取り組みが試みられており、ICTの活用は今後ますます注目されると思われます。

神奈川県立保健福祉大学
准教授 中村 美安子



「今の時代に合った見守りとは」

いわゆる「見守り」は、近所付き合いなど普段の暮らしに組み込まれているものです。こういった自然に見守り合える関係づくりが地域福祉の大柱でもあります。ところで最近は、見守りに改めて取り組もうとする動きが活発です。一人世帯が増え孤独死等の報告を聞くにつれ、自然な見守りのヌケモレやムラに気づかされ、それを補うサポートを別に組み立てなければいけないと多くの人が思い始めたからかもしれません。見守りは単体では提供し難いものです。そこで、その人が受け入れ易いものに組み合わせて提供しようという発想が生まれます。配食サービスはその代表例でしょう。ホームヘルプも以前はむしろその目的で提供されていたくらいがあります。昨今は買い物支援が注目です。見守りを受ける側が抵抗なく受け入れができるよう、今の時代に合った「見守りサービス」の開発が求められているのではないでしょうか。

(市町村社協支援・福祉ボランティア活動支援担当)

その結果、ニーズの多かつた朝晩の送迎や、買い物・病院・バス停までの送迎などを行うために、「デマンドバス」の運行を開始しました。このバスは公共交通機関の補完を目的とし、自動車を運転できない子どもや高齢者などの移動の利便性を図る一方で、既存の路線バスを経営的に圧迫して交通空白が拡大しないよう、既存路線との共存を図りながら住民ニーズに応じた運行を行っています。

身近な小売店が減少する傾向にある中、買い物支援には、商業振興と併せた取り組みなど、新たな分野との連携による支え合いや見守りが期待されています。

ち、約九四%が山間部に囲まれた自然の溢れる町ですが、公共交通の不便な地域があることから、「町地域公共交通会議」を通して、新たな交通体系のあり方について検討を行ってきました。

このように、本県ではさまざま取り組みに着手し始めたところですが、買い物支援の取り組みには、地元商店と連携し、活用しながら取り組んでいるところに特徴がみられます。今後、地域の暮らしを持続可能なものにしていくためには、自分たちの地元の買い物環境を守りながら支援を行う視点も大切になってくるのではないか。

地域の基盤支援の視点をもつた見守り活動を目指して

東日本大震災から七ヵ月、今できること、今後必要なこと



発災時、「ガラスが割れる音が恐怖で身体が強張った」と語る井上さん

（N）神奈川県障害者自立生活支援センターの主催で、「大震災・今私たちにできることは、そしてこれから必要なことは」をテーマに、第十四回障害者自立生活フォーラムが開催されました。

初めに、被災地からの報告として、被災地障がい者センターミヤギの井上朝子さん（CIL）が、被災直後の様子を語りました。車いすごと転倒しかねない大きな揺れがあり、避難所の体育館に向かったものの、車いすでは方向転換できないほど混雑していました。障害当事者のメンバーと共に事務所に引き返して一晩を過ごした」と井上さん。事務所の電力復旧が早かつたことから、支援拠点

十月一日、県社会福祉会館にて、「障害者自立生活フォーラム開催」が開催されました。N神奈川県障害者自立生活支援センターの主催で、「大震災・今私たちにできることは、そしてこれから必要なことは」をテーマに、第十四回障害者自立生活フォーラムが開催されました。

（N）神奈川県障害者自立生活支援センターの主催で、「大震災・今私たちにできることは、そしてこれから必要なことは」をテーマに、第十四回障害者自立生活フォーラムが開催されました。

として、全国自立生活センター協議会（※）等と協力し、物資支援の中継点やニーズ把握等に取り組んだそうです。

続いて、被災地障がい者支援センターフクシマの宮下三起子さん（N）が、被災直後の様子を語りました。

（N）あいえルパー派遣事業を通じて関わってきた一人暮らしこの方や、家族全員に障害のある世帯の様子を確認。避難を呼びかけたところ、重度障害のある方が三十人ほど集まり、急きよ、障害訓練への積極的参加を」と、課題を投げかけました。

河原雄一さん（福藤沢育成会）は、「障害当事者と支援者の行う災害への備え」の講演の中で、「支援者がいる前提で作られた防災マニュアルを見直すべき」「避難

（N）あいえルパー派遣事業を通じて関わってきた一人暮らしこの方や、家族全員に障害のある世帯の様子を確認。避難を呼びかけたところ、重度障害のある方が三十人ほど集まり、急きよ、障害訓練への積極的参加を」と、課題を投げかけました。

河原雄一さん（福藤沢育成会）は、「障害当事者と支援者の行う災害への備え」の講演の中で、「支援者がいる前提で作られた防災マニュアルを見直すべき」「避難



障害当事者、福祉関係者を中心に、100名を超える方が集まり、熱心に聞き入りました

る力が必要」と意見を述べました。

河原雄一さん（福藤沢育成会）は、「障害当事者と支援者の行う災害への備え」の講演の中で、「支援者がいる前提で作られた防災マニュアルを見直すべき」「避難

した。

支援拠点の立ち上げにあたり苦労した点について、井上さんは「当初は頭の中がパニック状態で、こんな状況で何ができるのか、気持ちも落ち着かなかった」と振り返り、「県外からの支援者と共に、やるべきことをリストアップする作業が役に立ったと話しました。また、宮下さんからは「地元でやるべきこと、頼るべきことの整理を求められるが難しい」と、依然として被災地が混乱した状況にあることが語られました。

東日本大震災の経験を、地域づくりにどのように生かしていくか。このフォーラムを通じて、被災地との連携をより一層深めていくこと、それぞれの立場で防災について考え、地域の中で発信していくことの大切さが共有されました。

※「自立生活センター」とは、障害のある方が地域で自立して生活するために、当事者の立場で必要なサービスをつくり、支援を行う機関で、「一般に「CIL」（Center for Independent Living）などと略称します。実施責任者と事務局スタッフの過半数が障害当事者であること、障害種別を超えてサービスを提供すること等を原則とし、サービスの担い手でありつつ、行政に支援を求める運動体機能を持ちます。現在、「全国自立生活センター協議会」の加盟店数は百二十一、本県には三ヵ所の加盟店があります。（本年六月二十九日時点）

福祉のうごき

2011年9月30日~10月30日

●保育所待機児童4年ぶりに減

厚生労働省は10月4日、保育所の定員や待機児童の状況（本年4月1日現在、岩手県・宮城県・福島県の8市町を除く）を公表。待機児童数が4年ぶりに減少したことが分かった。同省は各都道府県の「安心子ども基金」を通じて投入する保育所整備費によるところが大きいとみているが、これは来年3月までの暫定措置であり、財源の安定を課題としている。

本県で受入児童数が100人以上増加したのは、横浜市・川崎市・相模原市・藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・大和市の7市。県内の受入児童の数が5,000人弱増えた一方、待機児童数（3,095人）は、いまだ東京都に次いで2番目に多い。

●震災で親を亡くした子ども1,560人

厚生労働省の公表した「ひとり親家庭の支援について（10月15日）」によると、東日本大震災で被害の大きかった岩手県・宮城県・福島県において、両親共に死亡または行方不明となった児童の数（ひとり親家庭で、そのひとり親が死亡または行方不明となった数を含む）は237人、震災によりひとり親となった児童は1,323人（9月30日現在）、親族による里親申請が認定されたのは111件・児童155人（9月29日現在）と確認された。

●地域包括ケアの実現に向けて、「改正高齢者住まい法」施行

10月20日、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（改正高齢者住まい法）が施行された。地域包括ケアシステムの実現に向けて、いわゆる「改正介護保険法」に盛り込まれた「24時間対応の定期巡回・随時対応型サービス」と組み合わせて、高齢の方の住まいを整備・供給していくことがねらい。従来の高齢者向け賃貸住宅に関する諸制度を見直し、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度」に一元化することなどがある。

一般家庭から大型ビルまで
最新のエレクトロ技術により
安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
TEL(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理 事 伊藤 正孝 (☎045-412-2110)
同 辻村 祥造 (☎045-311-5162)
同 西迫 一郎 (☎046-221-1328)
同 林 雄一郎 (☎0466-26-3351)
代表理事 八木 時雄 (☎042-773-9266)

茅ヶ崎市は十月一日から、新たに、身近な地域での保健福祉に関する初期相談等に応じる「福祉相談室（地域福祉総合相談室）」を設置しました。

現在の福祉制度は「子ども・子育て」「障害者」「介護・高齢者」等の分野ごとに整理され、福祉サービスも分野別に整備されていきます。そのため、地域住民にとつては、「窓口をいくつも回らなくて

軽に利用できる身近な地域の総合相談窓口として、市内七ヵ所の地域包括支援センター内に設置し、「福祉相談支援員」を一名ずつ配置します。地域住民からの相談を受けるほか、自治会や民生委員児童委員など、地域福祉の担い手からの相談にも連携して対応します。

◆ 「福祉相談室」の問合先
茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉課
☎ 0467-182-1111 (代)
(企画調整・情報提供担当)
の暮らしに密着したエリアを中心とする見守りや、支え合いのしくみが重視される中、初期相談の段階で複雑・多様な相談を受け止め、「場」をつくり、困りごとを受け止める「専門職」を置くことで、住民一人ひとりが安心して生活できるまちづくりに向けて、茅ヶ崎市は大きな一歩を踏み出しました。

あなたの情報発信のお手伝い
デザイン・印刷・ホームページ制作

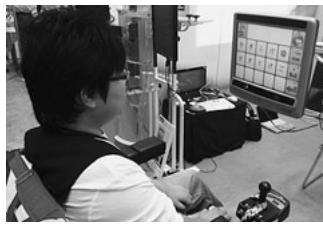
まかんレ印刷
KKI 株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒238-0004 横浜市金沢区福浦2-1-12
営業部 TEL045(785)1700代 FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>

私のおすすめ

自立を支える「技術」と「理解」 ～国際福祉機器展で見つけた福祉用具～

高齢者と障害者の自立のための福祉機器を集めた「第38回国際福祉機器展H. C. R. 2011」が、10月5日から7日まで、東京ビッグサイトで開かれました。13力国1地域から510社・団体が出展。自立支援機器や介護の負担を軽減する福祉用具など、およそ2万点が展示されました。その中から、私たちKILCスタッフが便利だと感じたコミュニケーション機器、生活用具などを紹介します。

❖ 視線を使って文字入力やメール送信



頭を固定することなく使える「マイトビーP10」

コンを一定時間見つめることで、文字入力ができます。

❖ 手の不自由な人にも便利な爪切り

「台付爪切りII」は、緊張などで無意識に手が動いてしまう人が、爪の位置を合わせてから、もう一方の押手部分を軽く押し下げることで爪が切れます。「ワンハンド爪切りII」は、切りたい爪のある手を木の台に乗せて、手のひらごと押し下げる、片手だけで爪を切れます。



奥2つが「台付爪切りII」、手前が「ワンハンド爪切りII」

❖ 物をつかみづらいのために、巻きつけるグリップ

握力が弱くなった人も、この「くるくるグリップ」「くるくるシリコングリップ」をスプーンや歯ブラシ、ペンなどに巻きつければ、太く持ちやすく、滑りにくくなります。



「くるくるグリップ」

今月は ⇨ **NPO法人神奈川県障害者自立生活支援センター** がお伝えします!

通称KILC(キルク)。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング(障害者による相談事業)や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2カ所を拠点に活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕厚木市愛甲953-2

TEL046-247-7503 FAX046-247-7508

URL <http://www.kilc.org>

E-mail info@kilc.org



❖ 色を識別、振動で伝える白杖

「マイ・ケーン」は、点字ブロックや歩道の線の色によって情報を検知し、視覚に障害のある人に振動で伝える白杖です。この白杖が使われるようになれば、色を識別できるため、点字ブロックの代わりにラインテープを引くなど、点字ブロックの凹凸が車いすを利用する人の妨げにならないようにする方法も考えられるそうです。

❖ 「技術」と「理解」の二人三脚

福祉機器開発の成否は、利用者に対する理解や思いやりの度合いによって左右されることを実感しました。どんなに優れた技術でも、障害のある人のニーズを理解できていなければ、使い勝手の悪い製品になってしましてしまうでしょう。また、新しい白杖が開発されても、歩道に自転車などの障害物が放置されたままでは、視覚に障害のある人が安心して歩くことはできません。本当の福祉社会は、「技術革新」と「社会の理解」との調和の上にこそ実現できるのではないかと、国際福祉機器展の見学を終えて、そう感じました。

インフォメーション

■トビー・テクノロジー・ジャパン(マイトビーP10)

☎03-5793-3316 FAX03-5793-3317
URL <http://www.tobii.co.jp>

■アビリティーズ・ケアンネット(台付爪切りII、ワンハンド爪切りII)

☎03-5388-7200 FAX03-5388-7502
URL <http://www.abilities.jp>

■株台和 日用品営業部(くるくるグリップ、くるくるシリコングリップ)

☎03-3834-4115 FAX03-5688-3136
URL <http://www.daiwa-grp.co.jp/>

■株ティーエヌケー商品事業部(マイ・ケーン)

☎042-597-6595 FAX042-597-6570
URL <http://www.k-tnk.co.jp>



1956年に「神奈川県精神薄弱児育成会連合会」として結成。知的障害児者の人権が守られ、地域で当たり前の生活ができるることを目指して活動。

(連絡先) 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
☎045-323-1106 FAX045-324-0426
E-mail kanagawaikuseikai@eos.ocn.ne.jp

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日頃の取り組みをご寄稿いただきます。

生涯にわたる我が子の記録を残しておこう！

我が子の誕生を喜ぶ間もなく障害の宣告を受けるのは、親としてとても切なくつらいことです。また、生まれた時は何ともなかったのに、2~3歳ごろになって「どこか普通の子と違う」「育て方がとても難しい」など気になることが顕著になってくるケースもあります。いずれにしろ親は、病院や児童相談所や専門機関などを訪れたり、幼稚園や学校を選ぶ時も特別な相談が必要になります。こうして新たな場面に関わるたびに生育歴を聞かれてうんざりしたり、時には細かいことを覚えていなくて答えに詰まり、母親失格かと落ち込んだりもします。

そんな経験から、私たちは我が子のまとめた記録を作る必要性をずっと感じてきました。全国的にもこうした動きは広がりを見せ、このたび神奈川の育成会でも『わたしの記録』というA4判38ページの着脱可能なパンダ式冊子を作成しました。いわば母子手帳の拡大延長版で、親亡き後まで生涯にわたって使えるものです。

また、はっきり障害とは認めにくい、認めたくない、そんな方にも利用して頂けるように、“障害”という言葉を一切使っていないのも大きな特徴です。

もう一つの目的は、多くの人々に本人のことをよく理解していただきたい、ということです。そのためには単なる事実的な記録だけでは不十分で、特に大人になってからは親の思い込みや願望ではなく、あくまでも本人の心模様がきちんと伝わるよう、記載の仕方を工夫しました。

普通は子どもが大きくなるにつれて親の庇護や代弁は必要なくなり、子の成人式は親の卒業式ともなります。でも障害児の場合はそうはいかない現実が山ほどあって、いつまでも我が子のことを抱え込んでいるうちに親も高齢化していきます。そうでなくとも病気・事故・災害など人生に不測の事態は付きもので、たとえ親が若いうちでも残される子への心配は同じです。

どんな状況であれ知的障害児者が安心して暮らしていく上で鍵を握るのは、親以外に本人のことをよく分かれる人が周囲にどれだけ大勢いるか、まさに“人は城、人は石垣”です。そして自分でそれをうまく築くことができない人たちにとって、この記録が少しでも役に立つことを願っています。

我が子を社会に託して安心して先に逝く、それが私たちの理想かな?!

社会福祉施設 総合損害補償 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、勤産総合保険)

① 基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

② 個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③ 施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

◆加入対象は、社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ① 施設の労災上乗せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償



社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受け保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

一福祉社会をひらく～県社協60年

【第八回】連携と協働で、神奈川の福祉課題の解決を目指す

～県社協活動推進計画をたどりながら～

本会では、昭和六十三年に、五カ年を計画期間とする最初の活動推進計画を策定して以来、改定を重ね、現在、今年度を初年度とする第六次計画がスタートしています。今号では、社協における地域福祉活動計画の意義や、本会の活動推進計画を振り返ることで、地域福祉推進を関係者との連携で進めていく本会の役割について考えます。

「地域福祉活動計画」の意義

地域福祉に関係する「計画」には、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」「都道府県地域福祉支援計画」のほか、市町村社協が策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉活動計画は、地域の福祉ニーズを

関係者の協働作業によって探り、住民活動や

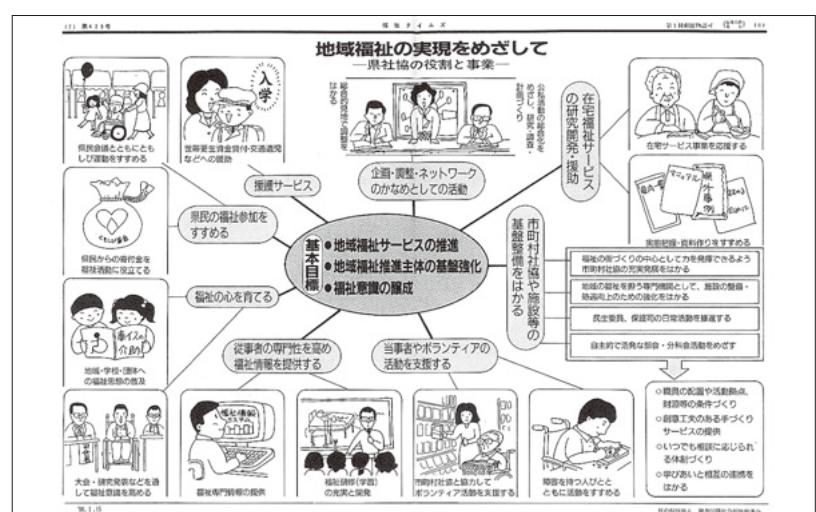
福祉専門職などによって、役割分担をしながら、その解決を目指す計画です。住民や地域の福祉関係者を会員とする社協が、協議会としての機能を生かし、地域の関係者の連携と協働を高め、どう地域づくりを進めていくかを整理したものです。

全社協は、地域福祉計画に関する社会福祉法の規定が施行された、平成十五年に先駆け、昭和三十七年の「社協基本要項」で、社協の機能として適切な福祉の計画を立てるなどを挙げており、平成四年には「地域福祉活動計

画策定の手引」の中で、地域福祉活動計画を、「住民の福祉ニーズを背景として福祉課題解決を住民や民間団体の諸活動によってすすめるもの」、「住民のもつ福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職の役割分担を行いながら、住民が自発的な活動と創意工夫を發揮しやすい環境を醸成するための諸活動」と説明しています。

協働を目指した本会の「活動推進計画」

本会では、昭和六十三年に、最初の活動推進計画を策定しました。この計画は、前年に策定された県の「かながわ福祉プラン」や、市町村社協による地域福祉活動計画の意義を踏まえ、本県の福祉課題を分析し、地域福祉を推進する七つの主体を、「市町村社協」「社会福祉施設」「民生委員児童委員」「保護司」「当事者団体・グループ」「ボランティア団体（グループ）」「県民」と設定し、それらと本会の



福祉タイムズ429号（昭和63年1月）に掲載した、第一次計画の中間報告

60th anniversary

(別表) 本会活動推進計画の特徴と背景

	名称・期間	特 徴	策定時の背景等
第一次計画	神奈川県社会福祉協議会活動推進計画(1988~1992)	地域福祉を推進する7つの主体(実践体)と県社協の協働・支援、県社協ならではの固有役割を視点に整理した	・かながわ福祉プラン ・「ともしび運動」やノーマライゼーションの普及・定着
第二次計画	第2次神奈川県社会福祉協議会活動推進計画(1992~1996)	県域・市町村域・日常生活圏域のエリアを設定し、県域での県社協の役割と、市町村域・日常生活圏域での市町村社協や社会福祉施設、地区社協等との連携を示した	・ゴールドプラン ・福祉関係8法改正 ・かながわ福祉プラン改定実施計画
第三次計画	第2次神奈川県社会福祉協議会活動推進計画改定実施計画(1997~2000)	第2次活動推進計画の考え方を継承。神奈川における地域福祉推進にあたって共有すべき理念と目標を掲げ、目標の一つに「多文化共生のまちづくり」を計画全体の目標の一つに掲げています。この当時は、日系人が定住者として就労	・阪神淡路大震災 ・新ゴールドプラン ・障害者プラン ・エンゼルプラン ・かながわ新総合計画21
第四次計画	新神奈川県社会福祉協議会活動推進計画(2001~2005)	社会福祉基礎構造改革の動きを踏まえ、「権利侵害への対応と福祉サービスの利用支援」「福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの推進」などを課題に据えた	・第10回全国ボランティアフェスティバルかながわ ・社会福祉基礎構造改革 ・介護保険制度導入
第五次計画	神奈川県社会福祉協議会活動推進計画(2006~2010)	4つの重点目標を掲げ、推進委員会を設置した ①だれもが参加でき、ともに支え合う機会づくり ②生活圏域を基盤とする地域福祉の推進 ③安心して生活できるためのサービスの確保 ④神奈川県社協の経営体制及び財政基盤の強化	・県社会福祉審議会答申「地域福祉の推進について」 ・神奈川県地域福祉支援計画 ・神奈川力構想・プロジェクト51
第六次計画	神奈川県社会福祉協議会活動推進計画(2011~2015)	事務局内、各部所における検討会等において、SWOT分析の手法などを導入し、5カ年の行程表として今後の展開を示した	・神奈川県改訂地域福祉支援計画 ・リーマンショックなどによる経済不況 ・高齢者の所在不明問題

※本文中では、計画名称を策定順に「第一次計画」等と略称して表記しています。

時代のニーズを反映した計画づくり

活動推進計画を策定する場合、その時代の福祉ニーズを分析し、それを背景に計画づくりを進めています。(別表参照)

第二次計画では、実施事業の中に「外国籍県民等への支援事業」として「外国籍県民等の生活実態の把握」などの事業を組み込み、さらに第三次計画では「多文化共生のまちづくり」を計画全体の目標の一つに掲げています。この当時は、日系人が定住者として就労

できるようになったことなどを受け、本県の外国人登録者も急増していた時代でした。

また、社会福祉基礎構造改革により、福祉サービス利用者の権利をどのように守つていかが大きな課題となっていた時代、第二次計画で「人権擁護体制の整備」を盛り込み、その後、平成十年に「かながわ権利擁護相談センター(愛称・あしすと)」を設置、第四次計画においては、権利擁護や福祉サービスの質の向上を課題に据えていました。

第五次計画においては、平成十八年度に三

十周年を迎えた「ともしび運動」や、県地域福祉支援計画の理念なども踏まえた四つの重点項目を定め、その項目別に推進委員会を設置して計画の推進を図りました。

計画推進と連携・協働の地域づくり

低迷する経済情勢などにより、社会福祉を取り巻く状況は厳しく、本会も人件費や事業費などの財源確保が難しくなっています。そうした中で、日常生活自立支援事業・成年後見制度・福祉サービス第三者評価といった事業を展開するようになり、従来から実施してきた本会会員による部会事業など、地域福祉推進主体との連携・協働による事業とのバランスを、どのように図っていくかという課題も生じています。

今年度からの第六次計画では、「住民の主体的な参加と公私協働による、誰もが安心して生活できる地域づくりの推進」を基本理念として掲げました。表現の仕方は、これまでの計画が掲げた理念や目標と変わることもありますが、その根底に流れる考え方は、一貫して受け継がれてきたものです。

少子高齢社会が到来し、地域の人間関係の希薄化が叫ばれるなど、地域福祉を進める上での課題は少なくありませんが、会員の皆さまをはじめとするさまざまの方々との連携・協働により地域づくりを進めていくことが、変わらない本会の役割と考えます。

共に生き、支え合う社会づくりを目指して ～第60回県社会福祉大会開催報告

「ド ラ ッ カ ー 理 論」と社会福祉施設のマネジメント ～福祉人材現任者研修「マネジヤー研修Ⅰ」開催レポート～

晴れに恵まれた中、第
六十回県社会福祉大会
を県立音楽堂（横浜市
西区）にて開催しまし
た。

今年度の内訳は、県介護賞（九人）、社会福祉関係者表彰（四十九人、六団体）、共同募金運動功労者表彰（二十九人、十一団体）、民生委員・児童委員永年勤続表彰（七十五人）、県社会長表彰（四百六十三人、七

ト」と題した研修会を開催しました。

さらに、このマネジメントの三つの役割（①成果を上げる、②人を生かす、③社会に貢献する）を解説し、「成果」は「利益」の同義語ではなく、利用者の満足度など、サービスの受け手に現れる好ましい変化を指すこと、職員が生き生きと、生産的に働く場を用意することが重要であると説明を加えました。

的に働く場を用意することが重要であると説明を加えました。

ターリングにはも触れ、「多くの職員が使命感に基づき、自主的・利他的に活動することが組織の発展につながる。だからこそ、職員が上げた成果をしつかり把握し、その成果を心から喜び、褒めることが大事」だとし、リーダーになくてはならないのはカリスマ性ではなく、「真摯さ」であると強調しました。

受講者かうは「法」

「一貫性をもつことが重要であり、この原則を守らない組織は破たんする」という内容です。

それを踏まえた「ドラッカー・マネジメント」とは、「自己統制と目標による管理」を指し、従来の支配的管理ではなく、職員の自己決定感を生かした目標管理への転換を目指すものだと説明しました。



「患者さんや家族の皆さんに『ありがとうございます』を伝えているだろうか」と問いかける加納さん



受賞者代表の吉川昇さん

向こう三軒両隣、顔の見える関係づくりを

勝田茅ヶ崎地区社会福祉協議会（横浜市都筑区）

横浜市都筑区にある勝田茅ヶ崎地区は、古くからの家並みや農地が残る一方、「港北ニュータウン計画」によるまちづくりが行われ、現在、約二万六千人の方が暮らしています。勝田茅ヶ崎地区社協（以下、「地区社協」）では、こうした新旧住民が混在する中、町内会・民生委員児童委員・地区婦人会・子ども会・福祉施設・学校など、地域のさまざまな関係団体と連携し、「住民の顔が見える関係づくり」に取り組んでいます。

災害が起きてても安心な地域

毎年大盛況の敬老会。こうした季節ごとの行事のほか、定期的に茶話会などを行い、顔見知りづくりを進めます

今年九月に開かれた敬老会には百四十一名が参加。また特別養護老人ホーム利用者三十名も参加するほか、運営に地元の中学生も協力するなど、世代を超えて多くの地域の方が交流を図ることができます。

このように、地域の活動にさまざまな人が参加する機会を設けることにより、自然と「顔見知り」が増えています。

顔見知りになるきっかけづくり

今年九月に開かれた敬老会には百四十一名が参加。また特別養護老人ホーム利用者三十名も参加するほか、運営に地元の中学生も協力するなど、世代を超えて多くの地域の方が交流を図ることができます。

このように、地域の活動にさまざまな人が参加する機会を設けることにより、自然と「顔見知り」が増えています。



災害時に支援が必要と考えられるべき」と力を込めます。

目指すのは身近な支援

「ひとり暮らし高齢者、中でも最近は男性が孤立している気がする。昔のように縁側で気軽にお茶を飲みながら、話ができるような場づくりを考えている」と、吉野さんは、敬老会や茶話会など、身近な出会いの場の必要性を訴えます。

人間関係の希薄化が進む中、向こう三軒両隣、顔の見える関係づくりに向けて、地区社協ではさりげなく顔見知りになれる場を大切にしていきます。

（市町村社協支援・

福祉ボランティア活動支援担当）

※本年度の県社会福祉大会にて、優良地区社協として表彰されました。

広告

防火管理者の皆様へ

消防用設備等点検時には無償で点検推進指導員を派遣し
防火管理者の立会を支援いたします。

地震と発生確率

（執筆）神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長

今年7月、文部科学省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」）から、東北地方太平洋沖地震の地殻変動による影響で、本県内の三浦半島断層群の地震発生確率が高まった可能性がある旨報道がありました。三浦半島断層群の2011年1月1日現在で、今後30年間の発生確率は最大11%と評価されています。これは地質学的な調査によって解明されていた発生年代を統計的に処理した結果ですので、3月11日以降、具体的に何%高くなったかといったようなことは分かりません。地震本部では県周辺で発生が想定されている地震の発生確率（右表）を公表するとともに、確率が理解しやすいように、身近な事故などの発生確率も紹介しています。

く神奈川県周辺に予想される主な地震の長期発生確率と身近な事故等の確率	
地震・活断層の名称（M：マグニチュード）	30年以内の発生確率
東海地震（M 8程度）	（参考値） 87%
南関東のM 7程度の地震	70%程度
大正型関東地震（M 7.9程度）	ほぼ0%～2%
神縄・国府津～松田断層帯（M 7.5程度）	0.2～16%
三浦半島断層群（主部／衣笠・北武断層）（M 6.6程度）	6～11%
三浦半島断層群（主部／衣笠・北武断層）（M 6.7程度）	ほぼ0%～3%
（以下参考事故例）	
交通事故で負傷	24%
火災で罹災	1.99%
ひっつき	1.2%
大雨で罹災	0.5%

（参考 http://www.jishin.go.jp/main/p_hyoka02_chouki.htm）

消防用設備の 安心を保障します



（財）神奈川県消防設備安全協会
☎ 045-201-1908